

平成 26 年度国土交通省調達改善計画

平成 26 年 3 月 31 日

平成 26 年度国土交通省調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、国土交通省においては、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）に基づき、平成 25 年度に引き続き、調達コストの縮減や調達対象の品質確保などの観点から調達改善を図ることとし、その具体的な取組内容や目標を定める「調達改善計画」を以下のとおり定めることとする。

1. 国土交通省の調達の現状

(1) 国土交通省の調達の全体像

- ・国土交通省全体の調達件数（平成 24 年度）は、約 18 万件、調達金額は、約 2.7 兆円。
- ・「公共工事等」は、調達件数の約 20%、調達金額の約 87%。
- ・「物品役務等」は、調達件数の約 80%、調達金額の約 13%。

表 1. 平成 24 年度の国土交通省の調達全体像

平成24年度実績		公共工事等		物品役務等		合計	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
競争性のある契約	一般競争	14,973	19,846	12,546	2,127	27,519	21,974
	指名競争	8,765	1,701	33	1	8,798	1,702
	競争性のある随意契約	3,727	939	1,873	387	5,600	1,327
	小計	27,465 (99.0%)	22,487 (98.0%)	14,452 (76.0%)	2,515 (76.0%)	41,917 (89.7%)	25,002 (95.2%)
競争性のない随意契約		274 (1.0%)	453 (2.0%)	4,552 (24.0%)	795 (24.0%)	4,826 (10.3%)	1,247 (4.8%)
小計		27,739 (100.0%)	22,939 (100.0%)	19,004 (100.0%)	3,310 (100.0%)	46,743 (100.0%)	26,250 (100.0%)
少額随意契約		8,101	44	123,264	246	131,365	289
合計		35,840 【20.1%】	22,983 【86.6%】	142,268 【79.9%】	3,556 【13.4%】	178,108 【100.0%】	26,539 【100.0%】

注 1) 上記データは、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）に基づき、財務省が契約統計を策定するに当たり国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随意契約は対象外）と、別途、国土交通省が調査した少額随意契約のデータをもとに作成。

注 2) 「公共工事等」には、公共工事に係る調査・設計業務など、公共工事以外も含まれる。

注 3) 「競争性のある随意契約」、「競争性のない随意契約」には、少額随意契約は含まない。

注 4) 競争性のある随意契約は、不落・不調随意契約並びに企画競争及び公募を実施した随意契約
競争性のない随意契約は、上記以外の随意契約

(2) 共同調達の実施状況

- ・国土交通本省内に設置されている全ての支出負担行為担当官を取りまとめて調達するなど、既に効率的な調達の取組みが進められているものの、霞ヶ関周辺に所在する他省庁の共同調達の実施状況によると実施を検証すべき調達品目が存在している。

表 2. 共同調達の実施状況（平成 25 年 8 月末現在）

調達品目		国土交通本省における共同調達の実施状況	霞ヶ関周辺に所在する他省庁における共同調達実施状況
物品	事務用消耗品	○	○
	紙類(コピー用紙除く)	○	○
	OA機器消耗品	○	○
	清掃用消耗品	○	○
	蛍光灯	○	○
	書籍		○
	トナー		○
	コピー用紙		○
	ガソリン		○
	トイレトペーパー	○	○
	防災用品		○
役務	速記	○	○
	新聞切抜		○
	配送		○
	クリーニング	○	○
	健康診断		○
その他			○

※内閣官房調査によるもの

(3) 「MPS（マネージド・プリント・サービス）」の導入状況

- ・国土交通省におけるMPSの導入については、契約実態や規模からコスト削減や事務手続の軽減が見込める調達部局において、先行的に導入している状況であり、全て総合評価方式による調達を実施している。

表 3. 国土交通省のMPSの導入状況

平成25年度までにMPSを導入した調達部局	未導入の調達部局
8部局	65部局

(4) 「競争性のない随意契約」の状況

- ・「競争性のない随意契約」の全契約に占める割合は、件数及び契約金額ともに概ね減少傾向にある。

表 4. 競争性のない随意契約の推移

(単位: 件数、%、億円)

	競争性のない随意契約				契約全体	
	件数	割合	金額	割合	件数	金額
平成18年度	17,478	27.0%	5,135	17.20%	64,705	29,787
平成19年度	10,840	17.6%	3,153	10.20%	61,646	30,992
平成20年度	8,229	14.4%	2,639	8.50%	57,117	30,957
平成21年度	6,542	11.4%	1,837	6.00%	57,242	30,739
平成22年度	5,604	11.8%	1,308	5.90%	47,393	22,253
平成23年度	5,629	11.8%	1,735	7.10%	47,798	24,275
平成24年度	4,826	10.3%	1,247	4.80%	46,743	26,250

注: 少額随意契約は除き、秘密随意契約及び長期継続契約を含む。

(5) 「一者応札」の状況

- ・「一者応札」の競争入札契約に占める割合は、ほぼ横ばい状態が続いている。

表 5. 一者応札の推移

(単位: 件数、%)

	一者応札実績		一般競争+指名競争 総件数
	件数	割合	
平成19年度	8,967	22.8%	39,329
平成20年度	8,943	23.6%	37,870
平成21年度	9,741	23.7%	41,094
平成22年度	8,377	23.0%	36,384
平成23年度	8,352	22.9%	36,400
平成24年度	8,842	24.3%	36,317

2. 重点的に取り組む分野

平成 26 年度国土交通省調達改善計画においては、「平成 26 年度調達改善計画の策定要領」（平成 26 年 2 月 20 日内閣官房行政改革推進本部事務局）において示された考え方に基づき、国土交通省の調達金額の約 87%を占める公共工事の調達について重点的に取り組むとともに、平成 25 年度調達改善計画に基づく取組の検証等を踏まえ、今後の経費削減、事務の効率化等が見込まれる共同調達の拡大及びMPS（マネージド・プリント・サービス）の導入拡大について重点的に取り組むこととする。

また、調達改善計画を通じた調達業務のスキルアップを図る取組を行う。

(1) 公共工事の調達

公共工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札の導入を図る一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成17年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、ほぼすべての工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

(参考)平成24年度の国土交通省の工事の契約件数及び金額

(単位:件数、%、億円)

24年度実績		工事全体 (割合は、下の合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、左の工事全体に占める割合)			
		件数		金額		件数		金額	
		件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
競争入札	一般競争	11,416	72%	17,347	97%	10,947	96%	17,301	100%
	指名競争	78	0%	40	0%	34	44%	23	58%
	小計	11,494	72%	17,387	98%	10,981	96%	17,323	100%
随意契約		4,427	28%	440	2%	—	—	—	—
合計		15,921	100%	17,828	100%	—	—	—	—

注1) 上記データは、「国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成25年度版)」をもとに作成。

注2) PFI事業を除く。

外部有識者による「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」等の議論を踏まえ、総合評価落札方式の活用・改善を含め、より良い調達を実現するため引き続き改善に努める。

特に、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプに二極化するなどの改善策を平成25年度から運用しているところである。引き続き、当該改善策の運用を推進するとともに、工事の品質を確保しつつ、入札契約手続事務の更なる改善及び効率化を推進する。

【目標】

全地方整備局において、引き続き二極化等の改善策の運用に取り組む。

(2) 共同調達の拡大

平成25年度は、国土交通本省にて、警察庁及び総務省とともに9件の共同調達を実施したところ。平成26年度については、同様の品目について共同調達を実施するとともに、未実施品目について共同調達の適否を積極的に検討し、共同調達実

施計画を策定する。また、調達グループを超えた共同調達についても実施を検討する。

また、地方支分部局等における共同調達の拡大についても、引き続き推進する。

【目標】

国土交通本省における共同調達に関する実施計画を平成 26 年度中に策定することにより、平成 27 年度の共同調達件数の増加に道筋をつける。また、少なくとも 1 以上の地方支分部局等において実施する。

(3) M P S（マネージド・プリント・サービス）業務の推進

プリンタ、コピー機、F A X 等の出力機器の集約化等について、積極的に検討し、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、総合評価落札方式による調達を前提とした省全体の M P S 導入計画を策定する。

【目標】

調達コスト削減及び事務手続の軽減効果等の検証を踏まえ、品質確保のため総合評価落札方式による調達を前提とした平成 27 年度以降の導入計画を策定する。

(4) 調達改善に係る研修の実施

会計事務職員を対象として調達改善にかかる内容の研修を新たに実施することにより、職員のスキルアップを図る。

【目標】

少なくとも 1 以上のカリキュラムにおいて研修を実施する。

3. 継続的な取組等

適正な調達に資する継続的な取組については、平成 26 年度も引き続き実施することとする。

(1) 随意契約の見直し

競争性のない随意契約は、概ね減少傾向を示しているところであるが、より一層の競争性及び透明性の確保を図る観点から、競争性のある契約への移行を推進する必要がある。

そのため、平成 26 年度においても、引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。

(2) 一者応札の見直し

一者応札については、地理的要因や、企業側の理由（業務量の多寡、技術力等）

によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられ、競争入札が形骸化している事案も認められることから、改善策を講じているにもかかわらず、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない事案などについては、外部性・透明性を確保したうえで、適正な契約方式へ移行することについても検討する。

ただし、発注者側の取組により改善が期待できる部分もあると考えられることから、競争参加者を増加させるための環境改善については、引き続き取り組むこととする。

そのため、平成 26 年度においても、引き続き、契約手続に入る前に事前検証を行う。特に、結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、各調達部局において一者応札となった原因の分析を行い、その結果をホームページにおいて公表する。

(3) 汎用的な物品・役務

① 少額な契約への対応

会計法令で予定価格が少額の場合に随意契約が可能とされている場合にあって、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、一般競争等を活用するなど競争参加機会の拡大について積極的に推進する。

② コピー経費等の節減

国土交通本省で使用するコピー経費等の節減について、引き続き、白黒両面印刷を奨励することに加え、コストの見える化、各部局における節減目標の設定等の取組を推進する。

③ 雑誌、定期刊行物等の縮減

国土交通省における雑誌、定期刊行物、新聞等の購入部数の縮減について継続する。

(4) その他の取組

① 内部監査の実施

平成 26 年度においては、引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、当該措置について各調達部局に周知し、各調達部局における改善を促進する。

② 公正入札調査会議の活用

国土交通本省の調達案件（物品・役務）について、外部有識者からなる「公正入札調査会議（随意契約の適正化小グループ）」を設置し、抽出された個別の案

件について、①契約の適正性の審査、②企画競争を行った契約のうち一者応募となったものに係る改善策の検討等の取組を行っているところであるが、平成 26 年度より、一般競争入札による調達案件についても審議対象とするなど、同会議の更なる活用を図る。

③ 車両管理業務における総合評価落札方式の拡大

これまでも品質確保の観点から総合評価落札方式の試行を進めてきたところであるが、導入部局の拡大や総合評価の配点の改善を進める。

④ 人事評価における適切な評価

人事評価において、必要性の低い事業を廃止するなどコスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が職員の担当分野において可能な場合、業績目標の設定を行うとともに、目標以外も含めたコスト意識や業務改善に向けて取られた行動については、能力評価・業績評価双方において、適切な評価を実施する。

4. 調達改善計画の推進体制等

(1) 調達改善推進チーム

・本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長とするほか、構成員は以下のとおりとする。

統括責任者 : 大臣官房長

副統括責任者 : 大臣官房会計課長、大臣官房参事官（会計担当）、大臣官房地方課長及び大臣官房技術調査課長

メンバー : 副統括責任者がその所属職員の中から指名する者

・調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行う。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。

なお、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

(2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。